

仕様書(単価契約)

単位:円

検診・事業名	実施目的	対象職員	方法	実施時期	R7年度 受診見込人数	単価	金額
定期健康診断	労働安全衛生規則、富谷市職員安全衛生管理規程に基づくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員(人間ドック受診者を除く。) ・会計年度任用職員 	検診車、健診会場で受診	7月～8月の2日間	職員 : 260名 会計年度任用職員 : 160名 合計 420名		
成人病健康診断			喀痰検査(肺癌検査含む)		検体を回収(健診実施時)	75名	
	胃がん検査	検診車で受診(健診実施時)	60名				
	大腸がん検査	検体を回収(健診実施時)	100名				
	腹部超音波検査	職員のうち受診希望者	検診車又は健診会場で受診(健診実施時)		140名		
	骨密度検査		健診会場で受診(健診実施時)		180名		
	前立腺がん検査		健診会場で受診(健診実施時)		100名		
	小計					入札金額	
	消費税						
	合計						

令和7年度富谷市職員・会計年度任用職員健康診断業務(単価契約)について

【事業所における健診の意義】

社会情勢や生活環境の変化により、業務遂行をめぐる環境は年々大きく変化しており、健康を害する職員や心理面で強い不安やストレスを感じていると思われる職員の割合は年々増加傾向にある。

事業所は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない(労働安全衛生法第3条)とされており、事業所では健康診断を行うほか、メンタルヘルスケアを実施するなど職員が心身ともに健康で働ける環境づくりに努め、住民福祉と地域社会の発展のため、公務能率の一層の推進を図る必要がある。

【職員健診業務について】

労働安全衛生規則等に則り健診を実施し、職員個々の健康増進を図る。

平成22年度より、一定の要件を満たす非常勤職員等を定期健康診断の対象とすることとされた(人事院規則の改正による)ため、要件を満たす会計年度任用職員についても、定期健康診断を実施する。

(富谷市職員安全衛生管理規程第31条：臨時又は非常勤の職員の安全及び健康の確保については、職員に準じて取り扱うものとする。)

【検査項目一覧】

定期健康診断

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重(肥満度含む)、腹囲、視力及び聴力(1000ヘルツ及び4000ヘルツの音に係る聴力)の検査
- ④ 胸部エックス線検査(直接撮影)
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査(白血球数 WBC・赤血球数 RBC・血色素量 Hb・血球容積 Ht・平均赤血球容積 MCV・平均血球血色素量 MCH・平均赤血球血色素濃度 MCHC の検査)
- ⑦ 肝機能検査(GOT・GPT・ γ -GTP の検査)
- ⑧ 血中脂質検査(LDL コレステロール、HDL コレステロール及び血清トリグリセライドの量の検査)
- ⑨ 血糖検査(HbA1c)
- ⑩ 尿検査(尿中の糖、蛋白の有無、潜血の検査)
- ⑪ 心電図検査
- ⑫ 診察(聴打診)
- ⑬ 眼底検査

成人病健康診断

- ① 喀痰検査(肺がん検査含む)
- ② 腹部超音波検査(胆のう・肝臓・膵臓・脾臓・腎臓)
- ③ 骨密度検査
- ④ 大腸がん検査(免疫便潜血反応検査 二日法)
- ⑤ 前立腺がん検査(PSA)
- ⑥ 胃がん検査(胃部X線間接撮影)

特記仕様書

1. 件 名 令和7年度職員・会計年度任用職員健康診断業務(単価契約)
2. 検診・事業項目 別紙のとおり
3. 契約期間 契約締結日の翌日～令和8年3月31日
4. 入札書の作成
入札書の金額は、単価に見込人数を乗じた金額の合計額を記入すること(消費税は除く)。
5. 契約金額
契約金額については、各検診・事業ごとの単価により契約する。
6. 仕様内容の留意点について
(定期健康診断・各種検診)
 - ・異常者がいた場合は、その者へ再検査の案内を作成すること。
 - ・異常者への案内で内容がわかるもの(同じもの)を市用として1部市へ送付すること。
 - ・業務完了後、定期健康診断・各種検診結果(以後、健診結果等という。)の報告を市及び受診者に行うこと。
 - ・健診結果等の報告については、市には紙・データ、受診者には紙で行うこと。
 - ・検査結果について、総合判定を行うこと。
 - ・全受診者の健診結果については、保険者である宮城県市町村職員共済組合に遅延なく報告すること。
 - ・各種検診においては、受診者の着替え等、男女の検査時に十分配慮すること。
 - ・未受診者について、市側と協議して後日必ず受診できるような対応をすること。
(その他)
 - ・市担当者と事前に日程及び内容について具体的に打合せを行い、市側の意見等を優先すること。
 - ・履行にあたっては、受託者が主体となって行うこと。
7. 支払について
 - ・7～8月実施予定定期健診受診者分、後日受診者分を一括の請求書として受理し、受理後30日以内に支払いを行うものとする。